



「外国資格認証における資格枠組みの使用勧告」 (概要)

Recommendation on the Use of Qualifications Frameworks

*in the Recognition of Foreign Qualifications**

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
and Council of Europe (2013)

前文 (省略)

I. 用語の定義

1. 一般的な用語

- a. リスボン認証条約の用語の定義を参照

2. 本勧告における用語

a.

用語	国家資格枠組み	National Qualifications Framework(s) (NQFs)
定義	国家あるいは準国家レベルで制定される、当該国の教育や訓練制度を反映した資格枠組み	

b.

用語	包括的枠組み	Overarching framework(s)
定義	国家資格枠組みと関連づけられる地域枠組みのこと(例として、欧州高等教育圏資格枠組み (EHEA-QF)や生涯学習のための欧州資格枠組み(EQF-LLL)など)	

c.

用語	資格枠組み	Qualifications framework(s)
定義	国家資格枠組みと包括的枠組みの両者を指す用語	

*原文：

http://www.enic-naric.net/fileusers/DGIIEDUHE_2012_14_Rev09_FINAL_-_LRC_Supplementary_Text_on_the_Use_of_QFs_ENGLISH.pdf



II. 勧告の範囲と留意事項

(省略)

III. 勧告事項

1. 資格認証機関と ENIC ネットワーク[※]は、資格を公正に認証するために、国家資格枠組みと、欧州およびその他の包括的資格枠組み活用についての共通認識を持ち、活用の機会と障壁について整理し特定するべきである。

※ENIC ネットワーク：欧州情報センターネットワーク。ENIC は European Network of Information Centres の略。国外で取得された資格の認証にかかわる情報提供の拠点ネットワーク。

2. 資格枠組みは、資格認証機関の作業負担軽減のために活用されるべきである。
3. 資格枠組みは、資格認証における次の 5 要素を念頭に用いられるべきである：資格のレベル、学習成果、質、学習時間量、概要。ただし、資格の認証時に、資格枠組みによって参照できる、資格の概要についての情報には限界がある。
4. 資格枠組みの効果的活用のため、以下の 4 要素に関する原則を資格認証において適用するべきである。

a. レベル

- i. 国家資格枠組みが(包括的枠組みに対して)自己検証済み(self-certified)もしくは参照済み(referenced)であるとき、資格認証機関は、原則として認証中の資格のレベルをそれ以上調査する必要はない。
- ii. 資格が包括的枠組みに対して自己検証または参照されるとき、当該資格の互換性は包括的枠組みを介して広く認められるべきである。
- iii. 資格レベルの相違が発生した場合は、当該資格に関する情報を文書(例えばディプロマ・サプリメント)等で確認するべきである。また、当該資格を授与した国における、その資格の扱いも参考にすべきである。

b. 学習成果

- i. 国家資格枠組みや包括的枠組みにおける学習成果は一般的なものであり、認証作業における参照基準となるものである。
- ii. 資格枠組みにおける学習成果の記述だけでは資格の認証が困難な場合、当該資格の授与機関が公表している詳細な学習成果記述を参照するべきである。ディプロマ・サプリメント等の文書に記載されている学習成果記述も、資格認証の目的として有用である。

c. 質

- i. 資格認証、資格枠組み、質保証の間にははっきりとした関連を持たせるべきである。
- ii. 国家資格枠組みの自己検証もしくは参照が済んでいるとき、当該枠組みの下にあり認可を受けた正規の機関により授与された資格の質は保証されているとする。すなわち原則として、こうした資格の質に関して、資格認証機関はそれ以上調査する必要はない。



d. 学習量

資格は可能な限り学習成果に基づいて審査されるべきであるが、資格認証機関は当該資格の修得に必要とみられる学習量をもとに審査することもあり得る。一般的には、当該資格修得がもたらす学習成果達成に必要とされる学習量は、単位として表現される。